

川崎鶴見臨港バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（４回目）

1. 日 時

令和4年12月1日（木） 10：50～11：10

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、渡真利、有賀、宮田、本間、佐藤

4. 議事概要

- 事案処理職員から、川崎鶴見臨港バス株式会社（以下「臨港バス」という。）からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、第2回の審議において委員から質問があった事項等について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 通達に基づいて、ブロック単位やそれをさらに細分化した単位での申請を認めているという点は理解したが、黒字の地域もある中で、特定の地域が赤字であることをもって改定を認めることについては、利用者保護等の観点から適切といえるのか。
 - ② （上記の意見に関し）概念的にはそれが問題になるケースも想定されないではないが、少なくとも今回については、通達に従って申請が行われるとともに、その内容についても不当な取扱いとはいえないのではないかと。また、赤字の地域についての改定を認めないことにより、事業の継続が困難になるケースも想定されるのではないかと。等について、意見があった。
- これらに加え、令和4年10月25日（火）及び11月10日（木）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、川崎鶴見臨港バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、認可することが適当

であるとの結論を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。